

令和 2 年 7 月 2 日  
三次市総務部財産管理課

## 市営住宅等における敷金、住宅使用料等の還付未済について

次のとおり、市営住宅等における敷金、住宅使用料等について、還付未済がありましたので、お知らせします。

### 1 内容

該当時期：平成 27 年 6 月分～令和 2 年 3 月分

該 当 者：36 人（実人数）

該 当 額：総額 1,495,639 円

### 2 経緯

令和 2 年 6 月 22 日、市営住宅等において、令和元年度分の住宅使用料等の過納者の一部に還付未済があることが判明しました。

さらに、過去の住宅使用料等及び敷金について、確認をしたところ、同じく一部に還付未済があることが判明しました。

### 3 対応状況

該当者に対して、早急に還付手続きを行い、還付が可能な該当者については、連絡のうえ返金手続きを行っています。

### 4 原因及び対策

原因：還付手続きを一括処理するつもりが失念しており、内部チェックが機能していませんでした。

対策：事務配分の見直しにより、事務手続きに関わる担当者を複数化し、内部チェック体制を再構築します。

### 【市長コメント】

この度、市営住宅等における敷金、還付金について、還付未済があったことは、誠に遺憾であります。

このような事態を招いたことを深く反省して、再発防止に取り組み、信頼回復に努めてまいります。

本件に関するお問い合わせ先



三次市 総務部 財産管理課（担当／細美，菅原）

電話番号：0824-62-6245 FAX番号：0824-62-6137

E-mail：zaisan@city.miyoshi.hiroshima.jp

〒728-8501 広島県三次市十日市中二丁目8番1号